

# 会則・規程集

令和3年5月30日現在

八王子市町会自治会連合会

# 八王子市町会自治会連合会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）と称し、略称を町自連とし、事務所を八王子市散田町二丁目37番1号 教育センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、町会・自治会・管理組合相互の連絡及び親睦を図り、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 組織・運営

(構成・運営)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2 本会は、地区連合会内の町会長・自治会長・管理組合理事長（以下「町会長等」という）の中から選任された地区連合会長を以て運営する。

3 町会長等を辞任した地区連合会長は、速やかに当該地区連合会において、後任の地区連合会長を選任するものとする。この場合において、前任の地区連合会長は、次期総会までに間がない場合はその職務を担い、後任の地区連合会長に職務の引き継ぎを行う。

## 第3章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会・管理組合の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

## 第4章 役 員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |     |         |       |
|-----|---------|-------|
| (1) | 会 長     | 1 名   |
| (2) | 副 会 長   | 若干名   |
| (3) | 会 計     | 2 名   |
| (4) | 監 事     | 3 名   |
| (5) | 常 任 理 事 | 26名以内 |
| (6) | 理 事     | 若干名   |

(職 務)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監事は、会務並びに会計を監査する。

- (5) 常任理事は、会の運営に関する事項を協議する。
- (6) 理事は、会の運営に関する事項の相談及び協議する。

(選出)

第7条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び会計は、地区連合会長の中から選任する。
- (2) 監事は、地区連合会長を経験した町会長等から選任する。ただし、適任者がいない場合は、地区連合会長又は町会長等の中から選任する。
- (3) 会長及び監事は、別に定める役員選考委員会規程で選考委員会を設置し、候補者の選考を行い、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (4) 副会長及び会計は、会長が推薦し、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (5) 常任理事は、地区連合会長を以て充てる。
- (6) 理事は、監事（地区連合会長の中から選任された監事を除く）を以て充て、会長が推薦し、常任理事会で決定する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第9条 本会に、常任顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 常任顧問は、退任した会長を以て充て、任期は2年とする。
- 3 常任顧問は会長経験者として、本会の運営が支障なく行われるための会長からの諮問に応える。
- 4 常任顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び相談役は、常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。

## 第5章 会議

(会議)

第10条 会議は、定期総会・臨時総会・常任理事会・三役会とする。

- 2 会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長は会議を招集しなければならない。

(総会)

第11条 総会は、町会長等を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業報告及び事業計画の審議
  - (2) 決算及び予算の審議
  - (3) 役員の選出
  - (4) 会則の改廃
  - (5) その他重要と認めた事項
- 3 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
- 4 総会はすべての町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。ただし、可否同数の場合は議長の裁決による。

#### (三役会)

第 12 条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。  
ただし、監事は出席し意見を述べることができる。

2 三役会の議長は、会長がその任にあたる。

3 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。ただし、可否同数の場合は議長の裁決による。

#### (常任理事会)

第 13 条 常任理事会は、会長・副会長・会計・常任理事・理事を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。ただし、監事は出席し意見を述べることができる。

2 常任理事会の議長は、会長がその任にあたる。

3 常任理事会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。ただし、可否同数の場合は議長の裁決による。

#### (専門部)

第 14 条 会務遂行のため必要に応じて、常任理事会の合議により、別に定める専門部規程で専門部を設置することができる。

### 第 6 章 事務局

#### (事務局)

第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。

(1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。

(2) 事務局は三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。ただし、事務局は町会長等以外から選任することができる。

(3) 事務局は、会議に出席し、意見を述べるすることができる。

### 第 7 章 会 計

#### (経費)

第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

#### (会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 付則

1 この会則は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し施行する。なお、設立年度の役員任期は 1 年とする。

2 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

3 平成 21 年 5 月 23 日に改正し施行する。

4 平成 24 年 5 月 27 日に改正し施行する。

5 平成 26 年 5 月 25 日に改正し施行する。

6 平成 27 年 5 月 31 日に改正し施行する。

7 令和元年 5 月 26 日に改正し、平成 31 年 3 月 18 日に遡って施行する。

8 令和 3 年 5 月 30 日に改正し施行する。